

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年三月一日から適用する。

令和七年二月二十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二七七 (略)</p> <p>二十八 腹腔鏡下卵巣悪性腫瘍手術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 卵巣がん、卵管がん、腹膜がん又は境界悪性卵巣腫瘍(摘出が可能なものに限る。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について七年以上の経験を有すること。</p> <p>② 婦人科腫瘍専門医(公益社団法人日本婦人科腫瘍学会が認定したものをいう。)であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科又は婦人科を標榜し、かつ、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は腹腔鏡技術認定医(一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会が認定したものをいう。)であること。</p> <p>③ 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されており、かつ、麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>④ 臨床工学技士及び診療放射線技師が配置されていること。</p> <p>⑤ 病床を百床以上有していること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二七七 (略) (新設)</p>

⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備されていること。

⑧ 緊急手術体制が整備されていること。

⑨ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。

⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑫ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に関催すること。

⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑭ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑮ 日本産科婦人科学会が策定した当該技術の指針に基づいて実施する体制を有していること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇五十五 (略)

五十六 脊髄髄膜瘤手術 脊髄髄膜瘤 (胎児期の患者に係るものに限る。)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇五十五 (略)

(新設)